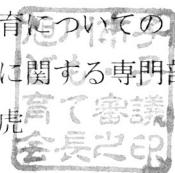




平成30年9月20日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市子ども・子育て審議会
就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会
部会長 佐藤 貴虎



就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する件（答申）

市から諮問があった「保育の利用に係る優先利用等について」及び「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」の2件について、次のとおり答申します。

(1) 「保育の利用に係る優先利用等について」、社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている児童の優先利用についての市の考え方は妥当である。

なお、保育の利用状況や社会情勢の変化等に応じて、適正な利用調整基準となるよう、子ども・子育てプラン策定時等に適宜見直しを検討すること。

(2) 「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」、現在、旭川市の当該認定こども園に適用されている北海道の基準と同等の内容とすることを基本とし、市が既に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性を考慮するという市の考え方は、教育及び保育の質を担保する観点からも妥当である。

なお、付帯意見として、次のとおり申し添えます。

【付帯意見】

近年の施設整備等によって、平成30年4月1日時点での国定義の待機児童は解消したところであるが、保育従事者の確保については深刻な状況にある。

また、キャリアアップ研修や幼稚園の教員免許状更新講習などへの参加のため、多数の保育従事者が現場を長時間離れなければならない状況にあることは、保育現場にとって大きな負担となっている。

職員の基準について、国の基準を上回る北海道の基準と同等とすることを基本とする市の考えは、教育及び保育の質を担保すること、そして、利用者側の立場を勘案すると妥当なものと考えられるものの、保育現場の状況を踏まえ、今後も保育従事者に係る施策を積極的かつ柔軟に取り組むこと。